

「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 5 月 10 日一部改正
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 7 年 4 月 21 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

（1）「介護技能評価試験」（運用方針 3（1）ア関係）

ア 技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：現地語

実施主体：厚生労働省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国及び国内で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正を防止する措置を講じることができる試験実施団体を選定することで適正な実施が担保される。

ウ 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

(2) 「介護福祉士養成施設修了」(運用方針3(1)イ関係)

(技能水準)

介護福祉士養成課程は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの多様化等に対応できる介護福祉士の養成を図るものであり、介護福祉士養成課程の修了者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3(1)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

(評価方法)

介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号から第3号までに基づき、教育内容等に関する一定の指定基準を満たす専修学校等を都道府県知事等が指定する仕組みとなっており、当該課程の修了者であることを卒業証明書等で確認・評価する。

(3) 「EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)」(運用方針3(1)イ関係)

(技能水準)

EPA介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針(厚生労働省告示)に基づき、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3(1)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

(評価方法)

直近の介護福祉士国家試験結果通知書等により、確認・評価する。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」(運用方針3(2)ア関係)

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」（運用方針3（2）ア関係）

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 「介護日本語評価試験」（運用方針3（2）ア関係）

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

上記（1）又は（2）の試験により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することを確認の上、「介護日本語評価試験」を通じ、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を確認する。

（評価方法）

実施主体：厚生労働省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国及び国内で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体を選定することで適正な実施が担保される。

ウ 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

(4) 「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（2）イ関係）

（日本語能力水準）

介護福祉士養成施設については、留学に当たり、日本語教育機関で6か月以上の

日本語の教育を受けたこと等が求められることに加え、入学後の2年以上の養成課程において450時間の介護実習のカリキュラムの修了が求められること等から、当該介護福祉士養成施設を修了した者は、運用方針3(2)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものとし、上記(1)又は(2)及び(3)の試験を免除する。

(評価方法)

介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までに基づき、教育内容等に関する一定の指定基準を満たす専修学校等を都道府県知事等が指定する仕組みとなっており、当該養成課程の修了者であることを卒業証明書等で確認・評価する。

(5) 「EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)」(運用方針3(2)イ関係)

(日本語能力水準)

EPA介護福祉士候補者は入国・就労に当たり一定の日本語能力を備えていること及び訪日後日本語研修等の修了が求められること等に加え、EPA介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針(厚生労働省告示)に基づき、介護福祉士養成施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、日本語で実施される介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、運用方針3(2)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと認められることから、上記(1)又は(2)及び(3)の試験を免除する。

(評価方法)

直近の介護福祉士国家試験結果通知書等により、確認・評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 介護分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 介護分野の1号特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から厚生労働省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数と実績値との対比等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 厚生労働大臣は、上記1に掲げた指標の動向や受入れ見込数とのかい離、就業構造

や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）の業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）に付随的に従事することは差し支えない。

また、1号特定技能外国人の就業が認められる施設・事業は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められるもののうち、厚生労働省が別途定めるものとする。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「介護職種・介護作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルとされる点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、介護業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、加えて、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力も有すると評価し、上記第1の1の試験等及び上記第1の2(3)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 特定技能所属機関等に対して特に実施を求める支援

特定技能所属機関において、受け入れる1号特定技能外国人に対し、WEBコンテンツ等を活用した介護の日本語学習、介護の質の向上に向けた介護の研修受講を積極的に促す。

4. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

(1) 「介護分野における特定技能協議会」（運用方針5（2）イ、ウ及びエ関係）

厚生労働省は、介護分野の特定技能所属機関、特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される「介護分野における特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、介護分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行う。

また、特定技能所属機関は、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

(2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）オ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を行う。

(3) 1号特定技能外国人を訪問介護等の業務に従事させる際の遵守事項（運用方針5（2）カ関係）

特定技能所属機関は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する1号特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守することとする。

- ① 1号特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと。
- ② 1号特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ③ 1号特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること。
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること。
- ⑤ 1号特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと。

5. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、介護分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な

送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

(2) 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)
(技能水準)

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」の合格及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することを要件とする(注)。

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」は、建築物(住宅を除く。)内部の清掃を自らの判断で適切な方法等で行い、複数の作業員を指導しながら現場を管理し、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務を行うことができる技能を有する者であることを認定するものであり、「技能検定1級」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、実務経験を確認することで、その者が複数の作業員を指導しながら作業に従事し、現場を管理する能力を有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者は、ビルクリーニング分野における業務について法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)において定める熟練した技能を有するものと認める。

(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

(評価方法)

① 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定1級」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

①及び②の試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

(3) 国内試験の対象者

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」及び「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. ビルクリーニング分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) ビルクリーニング分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から厚生労働省に提供)
- (2) 有効求人倍率、有効求人者数と有効求職者数の差
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 厚生労働大臣は、上記1に掲げた指標の動向や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛

生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

(1) ビルクリーニング分野特定技能協議会（運用方針5(2)イ、ウ及びエ関係）

厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成される「ビルクリーニング分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、ビルクリーニング分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行う。

また、特定技能所属機関は、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

(2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5(2)オ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 2 月 28 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「建設分野特定技能 1 号評価試験」又は「技能検定 3 級」（運用方針 3（1）アの試験区分：運用方針別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、図面を読み取り、指導者の指示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を行うための技能や安全に対する理解力等を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

① 「建設分野特定技能 1 号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

② 「技能検定 3 級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

- ① 建設分野特定技能1号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。
- ② 技能検定3級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

(2) 「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」 (運用方針3(2)アの試験区分：運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

当該試験の合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

- ① 「建設分野特定技能2号評価試験」
試験言語：日本語
実施主体：国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人
実施方法：コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- ② 「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」
試験言語：日本語
実施主体：都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)
実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

- ① 建設分野特定技能2号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。
- ② 技能検定1級及び技能検定単一等級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

(3) 国内試験の対象者

「建設分野特定技能1号評価試験」及び「建設分野特定技能2号評価試験」につい

て、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（3）業務上必要な日本語能力水準

上記1（1）のいずれかの試験に合格した者（下記第3の2（1）において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、特定技能1号に係る業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 建設分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 建設分野の特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- (2) 有効求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）
- (3) 労働力調査（総務省）
- (4) 建設労働需給調査（国土交通省）
- (5) 建設投資見通し（国土交通省）
- (6) その他人手不足状況の変化の把握が可能な指標

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化、公共・民間、土木・建築別の建設投資の動向等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合又はその他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

建設分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力

水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習 2 号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1 号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1 (1) の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第 2 号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第 1 の 2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「建設分野特定技能協議会」

国土交通省は、特定技能外国人受入事業実施法人及び関係省庁により構成される「建設分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省が行う調査等に対する協力（運用方針 5 (2) イ関係）

特定技能所属機関は、国土交通省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、建設分野における特定技能外国人に関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記 (1) の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記 (1) の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討

を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
土木	さく井	パーカッション式さく井工事作業	建設機械・器具の使用その他の土木工事に関する基本的な知識・経験等に基づく作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		ロータリー式さく井工事作業	
	型枠施工	型枠工事作業	
	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
	とび	とび作業	
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
	建設機械施工	押土・整地作業	
		積込み作業	
		掘削作業	
		締固め作業	
	鉄工	構造物鉄工作業	
	塗装	建築塗装作業	
		鋼橋塗装作業	
	溶接	手溶接	
半自動溶接			
建築	建築板金	内外装板金作業	建築物の整備に関する基本的な知識・経験等に基づく作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		ダクト板金作業	
	建具製作	木製建具手加工作業	
	建築大工	大工工事作業	
	型枠施工	型枠工事作業	
	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
	とび	とび作業	
	石材施工	石材加工作業	
石張り作業			

	タイル張り	タイル張り作業	
	かわらぶき	かわらぶき作業	
	左官	左官作業	
	内装仕上げ 施工	プラスチック系床仕 上げ工事作業	
		カーペット系床仕上 げ工事作業	
		鋼製下地工事作業	
		ボード仕上げ工事作 業	
		カーテン工事作業	
	表装	壁装作業	
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作 業	
	防水施工	シーリング防水工事 作業	
	コンクリー ト圧送施工	コンクリート圧送工 事作業	
	築炉	築炉作業	
	鉄工	構造物鉄工作業	
	塗装	建築塗装作業	
		鋼橋塗装作業	
	溶接	手溶接	
		半自動溶接	
ライフライン ・設備	建築板金	内外装板金作業	ライフライン・設備に係る機能の継 続性や円滑な道路交通の確保に配慮 しながら行う工事に関する知識・経 験等に基づく作業、安全衛生等の点 で関連性が認められる。
		ダクト板金作業	
	冷凍空気調 和機器施工	冷凍空気調和機器施 工作業	
	配管	建築配管作業	
		プラント配管作業	
	熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
溶接	手溶接		
	半自動溶接		

「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正
令和 6 年 3 月 29 日一部改正
令和 6 年 8 月 5 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

- (1) 「造船・船用工業分野特定技能 1 号試験」又は「技能検定 3 級」（運用方針 3（1）アの試験区分：運用方針別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおりに

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、造船・船用工業分野における業務について、監督者の指示を理解し、的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

- ① 「造船・船用工業分野特定技能 1 号試験」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験

- ② 「技能検定 3 級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

(2) 「造船・船用工業分野特定技能2号試験」又は「技能検定1級」（運用方針3（2）

アの試験区分：運用方針別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

当該試験の合格及び造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有すること（注）を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、当該実務経験を確かめることで、その者が監督者として業務を遂行できる能力を有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者については、造船・船用工業における業務について法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）において定める熟練した技能を有するものと認める。

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、造船・船用工業分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者（業務区分「溶接」として在留する者を除く。）については、同日以前の期間に関しては、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

（評価方法）

① 「造船・船用工業分野特定技能2号試験」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定1級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

(3) 国内試験の対象者

「造船・船用工業分野特定技能1号試験」及び「造船・船用工業分野特定技能2号試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)のいずれかの試験に合格した者(下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、特定技能1号に係る業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 造船・舶用工業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 造船・舶用工業分野の特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 特定技能所属機関、登録支援機関等に対する調査
- (4) 「造船・舶用工業分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握
- (5) 関係業界団体へのヒアリング等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

造船・舶用工業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：資材の運搬、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・舶用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 造船・舶用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号

移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「造船・船用工業分野特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

国土交通省は、造船・船用工業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「造船・船用工業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力(運用方針5(2)ウ関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査等に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、造船・船用工業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性	
	職種	作業		
造船	溶接	手溶接	船舶の建造工程で発生する溶接の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	
		半自動溶接		
	塗装	建築塗装		船舶の建造工程で発生する塗装の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金属塗装		
		鋼橋塗装		
		噴霧塗装		
鉄工	構造物鉄工	船舶の建造工程で発生する鉄工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。		
とび	とび	船舶の建造工程で発生するとびの作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。		
配管	建築配管	船舶の建造工程で発生する配管の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。		
	プラント配管			
舶用機械	溶接	手溶接	舶用機械の製造工程で発生する溶接の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	
		半自動溶接		
	塗装	建築塗装		舶用機械の製造工程で発生する塗装の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金属塗装		
		鋼橋塗装		
		噴霧塗装		
	鉄工	構造物鉄工		舶用機械の製造工程で発生する鉄工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	仕上げ	治工具仕上げ		舶用機械の製造工程で発生する仕上げの作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金型仕上げ		
		機械組立仕上げ		
	機械加工	普通旋盤		舶用機械の製造工程で発生する機械加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		数値制御旋盤		
		フライス盤		
マシニングセンタ				
配管	建築配管	舶用機械の製造工程で発生する配管の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。		
	プラント配管			

	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	舶用機械の製造工程で発生する鋳造の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	
		非鉄金属鋳物鋳造		
	金属プレス加工	金属プレス		舶用機械の製造工程で発生する金属プレス加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		強化プラスチック成形		
機械保全	機械系保全		舶用機械の製造工程で発生する機械保全の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	
舶用電気電子機器	機械加工	普通旋盤作業	舶用電気電子機器の製造工程で発生する機械加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	
		数値制御旋盤		
		フライス盤		
		マシニングセンタ		
	電気機器組立て	回転電機組立て	舶用電気電子機器の製造工程で発生する電機機器組立ての作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	
		変圧器組立て		
		配電盤・制御盤組立て		
		開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作		
	金属プレス加工	金属プレス		舶用電気電子機器の製造工程で発生する金属プレス加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	電子機器組立て	電子機器組立て		舶用電気電子機器の製造工程で発生する電子機器組立ての作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
プリント配線板製造	プリント配線板設計	舶用電気電子機器の製造工程で発生するプリント配線板製造の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。		
	プリント配線板製造			
配管	建築配管	舶用電気電子機器の製造工程で発生する配管の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。		
	プラント配管			
機械保全	機械系保全		舶用電気電子機器の製造工程で発生する機械保全の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。	

「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「自動車整備分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、自動車の点検・整備に係る基礎的な知識及び技能を有し、整備を行うために必要な能力を測るものであり、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合、ホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造に対する作業指示を理解し、一人で適切に行うことができることが確認できるため、この試験の合格者は、自動車整備分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語（必要に応じてルビを付す。）

実施主体：一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、試験監督員の立会及び巡回、写真付き受験票により本人確認を行う方法等により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

ウ 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

(2) 「自動車整備士技能検定試験 3 級」 (運用方針 3 (1) アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法 (特定技能 1 号)

(技能水準)

道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下「道路運送車両法」という。) 第 55 条に基づく、「自動車整備士技能検定試験 3 級」は、自動車の点検・整備に係る基礎的な知識及び技能を有し、整備を行うために必要な能力を測るものであり、これに合格した者においては、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合及びホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造に対する作業指示を理解し、一人で適切に行うことができることが確認できるため、自動車整備分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者と認められることから、必要な水準を満たしているものと評価する。

(評価方法)

試験言語：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施主体：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施方法：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

イ 試験の適正な実施を担保する方法

国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

(3) 「自動車整備分野特定技能 2 号評価試験」 (運用方針 3 (2) アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法 (特定技能 2 号)

(技能水準)

当該試験の合格及び道路運送車両法第 78 条第 1 項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における 3 年以上の実務経験を要件とする。当該試験は、自動車の点検・整備に係る一般的な知識及び技能を有し、整備を行うために必要な能力を測るものであり、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合、ホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造に対し、自身で必要な作業内容を判断でき、かつ、他の要員に対する指導も適切に行うことができることが確認できるため、この試験の合格者は、自動車整備分野において、熟練した知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、試験監督員の立会及び巡回、写真付き受験票により本人確認を行う方法等により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

ウ 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

(4) 「自動車整備士技能検定試験 2 級」

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

道路運送車両法第55条に基づく、「自動車整備士技能検定試験2級」は、自動車の点検・整備に係る一般的な知識及び技能を有し、整備を行うための必要な能力を測るものであり、これに合格した者においては、タイヤの空気圧、灯火装置の点検・点滅、ハンドルの操作具合、ホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造に対し、自身で必要な作業内容を判断でき、かつ、他の要員に対する指導も適切に行うことができることが確認できるため、自動車整備分野において、熟練した知識や経験を有する者と認められることから、必要な水準を満たしているものと評価する。

（評価方法）

試験言語：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施主体：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施方法：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

イ 試験の適正な実施を担保する方法

国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストング（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)又は(2)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 自動車整備分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 自動車整備分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から国土交通省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- (4) 「自動車整備分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することと

なる関連業務（例：整備内容の説明、関連部品の販売、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)又は(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の基礎的な業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(3)又は(4)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)及び(2)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「自動車整備分野特定技能協議会」（運用方針5(2)ア及びイ関係）

国土交通省は、自動車整備分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「自動車整備分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する必要な協力（運用方針5

(2) ウ関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が実施する調査に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他の必要な協力を行う。

(3) 地方運輸局長の認証を受けた事業場（運用方針5（2）エ関係）

自動車整備分野においては、自動車の点検整備が適切に実施されない場合、自動車の安全・環境性能が維持されず、最悪の場合、事故等に至るおそれがあること、自動車整備作業を適切に行うためには一定の設備及び従業員が必要であること、自動車整備事業者は、従業員が10人未満の中小零細事業者が大半を占め、また、全国に広く分布していること等の特性を踏まえ、自動車整備工場による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関（自動車整備工場）に対して、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証の取得を求める。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、自動車整備分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「航空分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）アの試験区分：運用方針別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

（ア）「航空分野特定技能 1 号評価試験（空港グランドハンドリング）」

当該試験は、社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（イ）「航空分野特定技能 1 号評価試験（航空機整備）」

当該試験は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

(ア) 「航空分野特定技能 1号評価試験 (空港グランドハンドリング)」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

(イ) 「航空分野特定技能 1号評価試験 (航空機整備)」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、公益法人である日本航空技術協会が公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

(2) 「航空分野特定技能 2号評価試験」又は「航空従事者技能証明」(運用方針 3 (2))

アの試験区分：運用方針別表 2 a. 試験区分 (3 (2) ア関係) のとおり)

ア 技能水準及び評価方法 (特定技能 2号)

(技能水準)

(ア) 「航空分野特定技能 2号評価試験 (空港グランドハンドリング)」

当該試験の合格及び空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を確認することで、その者が社内資格を有する指導者やチームリーダーとして現場を管理する能力を有すると認められる。

したがって、これら要件を満たす者は、法第 2 条の 3 第 1 項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) に定める熟練した技能を有するものと認める。

(イ) 「航空分野特定技能 2号評価試験 (航空機整備)」又は「航空従事者技能証明」

当該試験の合格又は航空従事者技能証明の取得、及び航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した 3 年以上の実務経験を要件とする。当該試験及び当該資格は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、専門的な知識・技量を要する作業を実施した 3 年以上の実務経験を確認することで、自らの判断により専門的・技術的な航空機整備業務を実施する能力も有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者については、基本方針に定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

(ア) 「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：学科試験及び実技試験

(イ) 「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：学科試験及び実技試験

(ウ) 「航空従事者技能証明」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通省航空局

実施方法：学科試験及び実地試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」の実施に当たっては公益法人である日本航空技術協会が、「航空従事者証明」の実施に当たっては国土交通省航空局が、それぞれ公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

(3) 国内試験の対象者

「航空分野特定技能 1 号評価試験（空港グランドハンドリング）」、「航空分野特定技能 1 号評価試験（航空機整備）」、「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

同試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

当該試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、上記1(1)アの試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 航空分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から国土交通省に提供)
- (2) 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- (3) 関係業界への調査
- (4) 協議会における特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合におい

て、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 「空港グランドハンドリング職種：航空機地上支援、航空貨物取扱及び客室清掃」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け、航空機内の清掃という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」、「航空機内外の清掃整備業務」といった空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 航空分野特定技能協議会（運用方針5(2)イ及びウ関係）

国土交通省は、航空分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応

③ 法令遵守の啓発

④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保

⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する協力(運用方針5(2)工関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「宿泊分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の様々な業務について、定型的な内容であれば独力で実施できることを求めることとしており、これらの業務に係る技能・知識を確認することとしている当該試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター

実施方法：学科試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式又はペーパーテスト方式による判断等試験）

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たり、試験会場における試験監督の定期的な見回り、旅券その他の写真付きの身分証明書による本人確認等の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

(2) 「宿泊分野特定技能2号評価試験」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

当該試験は、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の様々な業務について、非定型的な内容も含め、熟練した技能で独力で実施できることを認定するものである。また、宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験を要件とする(注)。

当該試験に合格し、かつ、当該経験を有する者は、運用方針5(1)イの業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、宿泊分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、宿泊施設において複数の従業員を指導しながら業務に従事する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

(評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター

実施方法：学科試験(コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式又はペーパーテスト方式)及び実技試験(コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式又はペーパーテスト方式による判断等試験)

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たり、試験会場における試験監督の定期的な見回り、旅券その他の写真付きの身分証明書による本人確認等の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

(3) 国内試験の対象者

「宿泊分野特定技能1号評価試験」及び「宿泊分野特定技能2号評価試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)の試験に合格した者（下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 宿泊分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 宿泊分野の特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- (2) 職業安定業務統計に基づく有効求人倍率、雇用動向調査に基づく欠員率
- (3) 業界団体を通じた所属企業等への調査
- (4) 「宿泊分野特定技能協議会」による状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、

就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

宿泊分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務で、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務をいう。

2. 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて講じる措置

(1) 「宿泊分野特定技能協議会」(運用方針5(2)イ及びウ関係)

国土交通省は、宿泊分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「宿泊分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する必要な協力(運用方針5(2)エ関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、宿泊分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

令和 6 年 4 月 19 日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験」及び「第一種運転免許」又は「第二種運転免許」（運用方針 3（1）の試験区分：運用方針別表 a. 試験区分（3（1）関係）のとおりに）

（1）技能水準及び評価方法
（技能水準）

ア トラック運送業

「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（トラック）」の合格及び「第一種運転免許」の取得を要件とする。当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、貨物自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものである。この試験に合格し、かつ、第一種運転免許を取得した者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）の項番 1 の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

イ タクシー運送業

「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（タクシー）」の合格及び「第二種運転免許」の取得を要件とする。当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗用旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、第二種運転免許の学科試験に準拠した内容を含むものとする。この試験に合格し、かつ、第二種運転免許を取得した者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）の項番 2 の欄に

掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

ウ バス運送業

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）」の合格及び「第二種運転免許」の取得を要件とする。当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、第二種運転免許の学科試験に準拠した内容を含むものとする。この試験に合格し、かつ、第二種運転免許を取得した者は、運用方針別表c.業務区分（5（1）関係）の項番3の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

ア 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）

イ 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）」

試験言語：日本語（第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については現地語を併記）

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）

ウ 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）」

試験言語：日本語（第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については現地語を併記）

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）

エ 「運転免許」

（ア）トラック運送業

各都道府県公安委員会が行う第一種運転免許試験（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項に規定する運転免許試験の一部免除による免許取得（いわゆる外免切替制度）を含む。）

（イ）タクシー運送業及びバス運送業

各都道府県公安委員会が行う第二種運転免許試験

（2）試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、旅券その他の送出し国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止す

る措置を講じる。

(3) 国内試験の対象者

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」（運用方針3（2）の試験区分：運用方針別表b. 試験区分（3（2）関係）のとおり）

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験」（運用方針3（2）の試験区分：運用方針別表b. 試験区分（3（2）関係）のとおり）

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

(ア) N4以上に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、運用方針別表c. 業務区分（5（1）関係）の項番1の欄に掲げる業務区分において、受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(イ) N3以上に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、ある程度難易度の高い日常会話が可能で、日常的な場面で生活に支障がない程度の日本語能力を有するものと認められ、運用方針別表c. 業務区分（5（1）関係）の項番2及び3の欄に掲げる業務区分において、受入れに必要なとなる程度の日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)(評価方法)アの試験に合格した者については、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)の項番1の欄に掲げる業務区分において、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

タクシー運送業及びバス運送業については、利用者への説明や事故時等の緊急時の対応が必要となる。この点、上記1(1)(評価方法)イ及びウの試験は運行業務及び接客業務に関する試験が日本語で実施(第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については現地語を併記)されることから、その合格者は、運行や接客に関する業務について日本語による適切な実施能力を有するものと評価される。また、上記(2)の試験のうちN3以上に合格した者については、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できると認められる。これらのことから、両試験の合格者は、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)の項番2又は3の欄に掲げる業務区分の業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 自動車運送業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 自動車運送業分野の1号特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から国土交通省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- (4) 「自動車運送業分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格により確認された業務をいう。

なお、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:車両の清掃など試験等によって専門性を確認されない業務)に付随的に従事することは差し支えない。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の日本語能力の評価

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)の項番1の欄に掲げる業務区分において、上記第1の2(1)及び(2)ア(ア)の試験を免除する。

3. 在留資格「特定活動」による入国・在留

運用方針5(1)に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、下記4(5)に定める新任運転者研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。)を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める(在留期間の上限は、トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。)

また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

4. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「自動車運送業分野特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

国土交通省は、自動車運送業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「自動車運送業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を

組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ⑥ 交通安全の確保と円滑な運転免許取得に向けた対応

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する必要な協力（運用方針5（2）ウ関係）

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が実施する調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他の必要な協力を行う。

(3) 特定技能外国人が活動を行う事業所（運用方針5（2）エ関係）

特定技能雇用契約に基づいて1号特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業

(4) 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証又は安全性優良事業所の保有（運用方針5（2）オ関係）

自動車運送業分野においては、事業用自動車の運行管理が適切になされない場合、事故等に至るおそれがあること、また、運転者の労務管理が適切になされない場合、過重労働を招くおそれがあること等の特性を踏まえ、自動車運送事業者による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関（自動車運送事業者）に対して、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度の認証の取得、又はトラック運送業においては、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定する安全性優良事業所の保有を求める。

(5) 新任運転者研修の実施（運用方針5（2）カ関係）

タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施する。

5. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、自動車運送業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送付機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

令和 6 年 4 月 19 日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

「鉄道分野特定技能 1 号評価試験」又は「技能検定 3 級」（運用方針 3（1）の試験区分：運用方針別表 a. 試験区分（3（1）関係）のとおり）

（1）技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

ア 「鉄道分野特定技能 1 号評価試験（軌道整備）」

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、軌道整備に係る作業等を適切かつ安全にできるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）項番 1 の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

イ 「鉄道分野特定技能 1 号評価試験（電気設備整備）」

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、電気設備整備に係る作業等を適切かつ安全にできるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）項番 2 の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

ウ 「鉄道分野特定技能 1 号評価試験（車両整備）」

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における車両整備に係る作業等を適切かつ安全にできるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）項番 3 の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

エ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（車両製造）」又は「技能検定3級」

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における車両製造に係る作業を適切かつ安全にできるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針別表c.業務区分（5（1）関係）項番4の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

オ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（運輸係員）」

当該試験は、指導者の指導・監督の下、鉄道における運輸係員が行う作業等を適切かつ安全にできるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針別表c.業務区分（5（1）関係）項番5の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

ア 「鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）」

試験言語：日本語
実施主体：一般社団法人日本鉄道施設協会
実施方法：学科試験及び実技試験

イ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（電気設備整備）」

試験言語：日本語
実施主体：一般社団法人鉄道電業安全協会
実施方法：学科試験及び実技試験

ウ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（車両整備）」

試験言語：日本語
実施主体：一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会
実施方法：学科試験及び実技試験

エ ①「鉄道分野特定技能1号評価試験（車両製造）」

試験言語：日本語
実施主体：一般社団法人日本鉄道車輛工業会
実施方法：学科試験及び実技試験

②「技能検定3級」

試験言語：日本語
実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）
実施方法：学科試験及び実技試験

オ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（運輸係員）」

試験言語：日本語
実施主体：一般社団法人日本鉄道運転協会
実施方法：学科試験及び実技試験

（2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、試験監督員が写真付き受験票により本人確認を行う方法等により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

（3）国内試験の対象者

「鉄道分野特定技能1号評価試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト（運用方針別表b. 試験区分（3（2）関係）項番1から4の欄に掲げる試験区分に限る。）

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であり、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（運用方針別表b. 試験区分（3（2）関係）項番1から4の欄に掲げる試験区分はN4以上、同表b. 試験区分（3（2）関係）項番5の欄に掲げる業務区分はN3以上）

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

日本語能力試験（N4以上）に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、運用方針別表c. 業務区分（5（1）関係）項番1から4の欄に掲げる業務区分での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を満たすものと評価する。

日本語能力試験（N3以上）に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、ある程度難易度の高い日常会話が理解でき、日常的な場面で生活に支障がない程度の日本語能力を有するものと認められ、運用方針別表c. 業務区分（5（1）関係）項番5の欄に掲げる業務区分での受入れに必要なとなる程度の日本語能力水準を満たすものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試

験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1 (1) アからエの試験に合格した者(下記第3の2 (1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、特定技能1号に係る当該業務区分の業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

運輸係員については、運輸指令との無線によるコミュニケーションや異常時の避難誘導等の緊急時の対応が必要となる。この点、上記1 (1) オの試験は日本語で実施されることから、その合格者は、日本語による専門用語の理解及び異常時の対応能力を有するものと評価される。また、上記(2)の試験のうちN3以上に合格した者については、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できると認められる。これらのことから、両試験の合格者は、運用方針別表c. 業務区分(5 (1) 関係)の項番5の業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 鉄道分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 鉄道分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から国土交通省に提供)
- (2) 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- (3) 関係業界への調査
- (4) 「鉄道分野特定技能協議会」における特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができて、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)項番1から4の欄に掲げる業務区分において、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「鉄道分野特定技能協議会」

国土交通省は、鉄道分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「鉄道分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力(運用方針5(2)工関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、鉄道分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
軌道整備	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	軌道の 신설、改良、修繕に係る作業・検査等に従事することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
車両整備	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装 空気装置検修・解ぎ装	鉄道車両の解ぎ装、装置の分解組み立て、検査修繕作業等に従事することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
車両製造	機械加工	普通旋盤	機械・器具の使用その他の基本的な知識・経験に基づく製造作業を行うことができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
		フライス盤	
		数値制御旋盤	
		マシニングセンタ	
	金属プレス加工	金属プレス	
	鉄工	構造物鉄工	
	仕上げ	治工具仕上げ	
		金型仕上げ	
		機械組立仕上げ	
	電子機器組立て	電子機器組立て	
	電気機器組立て	回転電機組立て	
		変圧器組立て	
		配電盤・制御盤組立て	
		開閉制御器具組立て	
塗装	金属塗装		
	噴霧塗装		
溶接	手溶接		
	半自動溶接		

「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「1号農業技能測定試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

（ア）「1号農業技能測定試験（耕種農業全般）」

当該試験は、①栽培管理、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること、②日本語で指示された農作業の内容等を聴き取り、理解できることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）ア（ア）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（イ）「1号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

当該試験は、①飼養管理、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること、②日本語で指示された農作業の内容等を聴き取り、理解できることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）ア（イ）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：現地語及び日本語

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト方式 (C B T) 方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「2号農業技能測定試験」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

(ア) 「2号農業技能測定試験(耕種農業全般)」

当該試験への合格及び耕種農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。

当該試験は、耕種農業の各種農作業について、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有していることを認定するものである。また、耕種農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業の現場における3年以上の実務経験を確認することで、その者が耕種農業の現場において、自然条件の変化に応じ、自らの判断により業務を遂行しながら、複数の作業員に指示等する管理者としての能力を有することを認定するものである。

したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

(イ) 「2号農業技能測定試験(畜産農業全般)」

当該試験への合格及び畜産農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は畜産農業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。

当該試験は、畜産農業の各種農作業について、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有していることを認定するものである。また、畜産農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は畜産農業の現場における3年以上の実務経験を確認することで、その者が畜産農業の現場において、家畜の個体や畜舎環境の変化に応じ、自らの判断により業務を遂行しながら、複数の作業員に指示等する管理者としての能力を有することを認定するものである。

したがって、これらの要件を満たす者は基本方針に定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

（3）国内試験の対象者

「1号農業技能測定試験（耕種農業全般）」、「1号農業技能測定試験（畜産農業全般）」、「2号農業技能測定試験（耕種農業全般）」及び「2号農業技能測定試験（畜産農業全般）」について、国内で実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試

験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記(1)又は(2)の試験に合格した者(下記第3の2(2)において、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 農業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 農業分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から農林水産省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 就業者数、雇用農業者数、新規就農者数
- (4) 「農業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

農業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・

作業修了により確認された技能を要する業務（栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業）をいう。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針5(1)ア(ア)の業務区分

耕種農業に関連する第2号技能実習(耕種農業職種3作業:施設園芸、畑作・野菜又は果樹)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、作物の栽培管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)ア(ア)の試験を免除する。

イ 運用方針5(1)ア(イ)の業務区分

畜産農業に関連する第2号技能実習(畜産農業職種3作業:養豚、養鶏又は酪農)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、家畜の飼養管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)ア(イ)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができて、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 労働者を一定期間以上雇用した経験又はこれに準ずる経験(運用方針5(2)ア及びイ(イ)関係)

ア 労働者を一定期間以上雇用した経験

労働者を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験をいう。

イ これに準ずる経験

6か月以上継続して労務管理に関する業務に従事した経験をいう。

なお、ここでいう「労務管理に関する業務に従事した経験」とは、労働関係法令

を遵守し、労働者の賃金や労働時間の計算などの労働条件に関する業務や社会保険などの福利厚生に関する業務などに広く従事した経験を指す。

(2) 「農業特定技能協議会」(運用方針5(2)ウ関係)

農林水産省は、農業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「農業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為に対する再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人材の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(3) 「農業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと(運用方針5(2)エ及びオ関係)

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関、登録支援機関又は派遣先事業者に対し、情報の提供、意見の聴取、調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

(4) 和牛遺伝資源の輸出に対する不安の払拭のための措置

農林水産省は、諸外国との人の往来が増加することにより、和牛の精液、受精卵等が海外に輸出されることに対する不安を、関係者に与えることがないよう必要な措置を講じる。

(5) 家畜の伝染性疾病の侵入防止に必要な措置

農林水産省は、諸外国からの入国者が増加し、家畜の伝染性疾病が持ち込まれる可能性が高まるおそれがあることから、侵入防止に必要な措置を講じる。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、農業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「1号漁業技能測定試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

(ア) 「1号漁業技能測定試験（漁業）」（運用方針 3（1）ア（ア））

当該試験は、漁業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）ア（ア）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(イ) 「1号漁業技能測定試験（養殖業）」（運用方針 3（1）ア（イ））

当該試験は、養殖業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）ア（イ）の業務区分において、

一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：① 学科試験（真偽式又は多肢選択式）

② 実技試験（写真、イラスト等を用いて実務能力を測るもの）

注) ①、②とも、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式の採用可

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

(2) 「2号漁業技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

(技能水準)

以下（ア）①及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針5（1）イ（ア）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。また、以下（ア）②及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針5（1）イ（イ）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。

(ア) 「2号漁業技能測定試験」

① 「2号漁業技能測定試験（漁業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注1）を要件とする。

（注1）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

② 「2号漁業技能測定試験（養殖業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注2）を要件とする。

(注2) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（養殖業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

(イ) 「日本語能力試験（N3以上）」

当該試験に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、安全確保のための咄嗟の指示への理解力、他の作業員に対する適切な指示等を行うことが可能であり、漁労長等を補佐するに当たって支障がない程度の能力を有するものと認められる。

(評価方法)

(ア) 「2号漁業技能測定試験」

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：① 学科試験（真偽式又は多肢選択式）

② 実技試験（写真、イラスト等を用いて実務能力を測るもの）

注) ①、②とも、コンピューター・ベースド・テストング（C B T）方式の採用可

(イ) 「日本語能力試験（N3以上）」

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

(ア) 「2号漁業技能測定試験」

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

(イ) 「日本語能力試験（N3以上）」

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 国内試験の対象者

「1号漁業技能測定試験」及び「2号漁業技能測定試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストング (C B T) 方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験 (N 4 以上)」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は 30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記 (1) 又は (2) の試験に合格した者 (下記第 3 の 2 (2) において、当該試験を免除するとされた者を含む。) については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第 2 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項 (これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 漁業分野をめぐり人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 漁業分野の特定技能外国人在留者数 (定期的に法務省から農林水産省に提供)

- (2) 有効求人倍率
- (3) 公的統計等による漁業就業者数
- (4) 「漁業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)ア及び2(1)若しくは(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針5(1)ア(ア)の業務区分

漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種9作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）ア（ア）の試験を免除する。

イ 運用方針5（1）ア（イ）の業務区分

養殖業に関連する第2号技能実習（養殖業職種1作業：ほたてがい・まがき養殖作業）を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫（穫）するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）ア（イ）の試験を免除する。

- （2）職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）「漁業特定技能協議会」（運用方針5（2）イ、ウ及びエ関係）

ア 農林水産省は、漁業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「漁業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- ② 外国人の受入れ状況の把握
- ③ 不正行為に対する横断的な再発防止策
- ④ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

イ 特定技能所属機関等は、上記ア①～④の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じる。

ウ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員が行う一般的指導、報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

（2）登録支援機関への支援計画の委託（運用方針5（2）オ関係）

ア 特定技能所属機関が登録支援機関を活用する場合、当該特定技能所属機関が所在する地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努める。

イ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うこと等漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、漁業分野における特定技能外国人に関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 2 月 28 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 7 月 12 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「飲食料品製造業特定技能 1 号技能測定試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、飲食料品製造業分野における業務に関して、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、飲食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちに H A C C P（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」(運用方針3(2)アの試験区分) ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

当該試験の合格水準は、熟練した技能を持って、飲食料品全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有することである。また、試験の合格に加えて、工程を管理する者として業務を遂行できる能力を確認するため、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験(以下「管理等実務経験」という。)を2年以上有することを要件とする(注)。

これらの要件を満たす者については、飲食料品製造業における業務について法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)において定める熟練した技能を有するものと認める。

(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。

(評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

(3) 国内試験の対象者

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」及び「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)の試験に合格した者（下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 飲食料品製造業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 飲食料品製造業分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から農林水産省に提供)
- (2) 有効求人倍率

- (3) 欠員率、欠員数
- (4) 雇用人員判断 (D I)

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

(1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

また、特定技能外国人が活動を行う事業所が主として行うこととされる下記3の(3)に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）以外の産業については、同一事業所内において製造・加工・販売が密接不可分の場合は、日本人が通常従事することとなる販売業務に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のと

おりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 特定技能所属機関に対して講じる措置等

(1) 「食品産業特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

農林水産省は、飲食料品製造業分野の関係業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関その他の関係者により構成される「食品産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、飲食料品製造業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- ② 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止
- ③ 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- ④ 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- ⑤ その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(2) 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力(運用方針5(2)ウ関係)

特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力をを行う。

(3) 特定技能外国人が活動を行う事業所

特定技能雇用契約に基づいて特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 09 食料品製造業
- 101 清涼飲料製造業
- 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 104 製氷業
- 5621 総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)
- 5811 食料品スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)
- 5861 菓子小売業(製造小売)

5863 パン小売業（製造小売）

5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

（1）治安上の問題に対する措置

農林水産省は、飲食料品製造業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送付機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

（2）治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

（3）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性	
	職種	作業		
飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）	缶詰巻締	缶詰巻締	食品衛生の基本的な知識・経験等に基づく製造・加工及び安全衛生の確保の点で関連性が認められる。	
	食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
	加熱性水産加工食品製造業			節類製造
				加熱乾製品製造
				調味加工品製造
				くん製品製造
	非加熱性水産加工食品製造業			塩蔵品製造
				乾製品製造
				発酵食品製造
				調理加工品製造
	生食用加工品製造			
	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造		
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造			
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造			
パン製造	パン製造			
そう菜製造業	そう菜加工			
農産物漬物製造業	農産物漬物製造			

「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 2 月 28 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日 一部改正
令和 7 年 5 月 30 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針の運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「外食業特定技能 1 号技能測定試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、飲食物調理、接客及び店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るものであり、これは、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能を確認するものである。この試験の合格者は、運用方針 5（1）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、写真付き本人確認書類による本人確認

の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験(N3以上)」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

外食業特定技能2号技能測定試験の合格及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、2年間の実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。以下「指導等実務経験」という。)を要件とする(注)。当該試験は、熟練した技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るものである。また、実務経験を確認することで、その者が、飲食店において複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら作業に従事し、店舗管理を補助する能力も有すると認められる。

また、日本語能力試験(N3以上)に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、ある程度難易度の高い日常会話ができ、接客に当たって支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な程度の高度な日本語能力水準を有するものと評価する。

したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした指導等実務経験を積んでいること。

(評価方法)

① 「外食業特定技能2号技能測定試験」

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式又はペーパーテスト方式

② 「日本語能力試験(N3以上)」

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

① 外食業特定技能2号技能測定試験については、試験実施に必要な設備を備え、写真付き本人確認書類による本人確認の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務

委託することで適正な実施が担保される。

- ② 日本語能力試験は、30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 国内試験の対象者

「外食業特定技能1号技能測定試験」及び「外食業特定技能2号技能測定試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 外食業分野をめぐり人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 外食業分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から農林水産省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 欠員率、欠員数
- (4) 雇用人員判断(DI)

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等)に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第3項に規定する「接待」(以下「接待」という。)に従事してはならない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業

修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

- (1) 接待を行わせないことの確実な履行を図るために必要な措置(運用方針5(2)ウ関係)

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可(旅館・ホテル営業の許可に限る。)を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風俗営業法第3条第1項の許可(風俗営業法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。)を受けて営んでいる風俗営業の営業所において、外食業分野の特定技能外国人を就労させる特定技能所属機関は、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、当該機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成及び特定技能外国人からの相談体制の整備等を行う。

また、当該機関が接待を行わせないことの確実な履行を図るため、農林水産省は、観光庁と連携し、当該機関、業界団体等に対して、助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

- (2) 「食品産業特定技能協議会」(運用方針5(2)エ及びオ関係)

農林水産省は、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者により構成される「食品産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、外食業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- ② 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止

- ③ 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- ④ 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- ⑤ その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(3) 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）力関係）

特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、外食業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送付機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

令和 6 年 4 月 19 日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

（1）「林業技能測定試験」（運用方針 3（1）の試験区分）

ア 技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、①育林、素材生産、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること、②日本語で指示された作業の内容等を聴き取り、理解できることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：学科試験（コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式）及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

（2）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストィング（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（3）業務上必要な日本語能力水準

上記1（1）の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 林業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 林業分野の1号特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 林業従事者数、新規就業者数
- (4) 「林業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

林業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要する業務（育林、素材生産等の作業）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：林内で行う林産物の製造・加工、冬季の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の日本語能力の評価

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者として評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「林業特定技能協議会」（運用方針5(2)ア関係）

農林水産省は、林業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「林業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以

下の事項について協議を行う。

- ① 外国人材不足の状況、外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
 - ② 協議会入会にあたっての、必要な労働安全対策
 - ③ 不正行為に対する再発防止策
 - ④ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組
- (2) 特定技能所属機関等は、上記(1)①～④の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じること(運用方針5(2)イ関係)
- (3) 「林業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと(運用方針5(2)ウ～オ関係)

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関又は登録支援機関に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

(4) 労働安全対策強化のための措置

林業における労働災害の発生率は他産業に比べて高い水準にある中、外国人労働者の労働災害を防止するため、農林水産省は、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、林業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

令和 6 年 4 月 19 日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

（1）「木材産業特定技能 1 号測定試験」（運用方針 3（1）の試験区分）

ア 技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、木材加工、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で的確にできるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

（2）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストィング（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記(1)又は(2)の試験に合格した者（下記第3の2(2)において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 木材産業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 木材産業分野の1号特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 就業者数
- (4) 「木材産業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

木材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（製材業、合板製造業などに係る木材の加工等）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原木等の調達・受入れ、検査工程に係る作業、清掃、運搬、積み込み等）に付随的に従事することは差し支えない。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「木材加工職種：機械製材作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得する技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、いずれも木材の特性や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づくものであるという点で、関連性があると認められることから、木材産業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話がで

き、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「木材産業特定技能協議会」(運用方針5(2)ア関係)

農林水産省は、木材産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「木材産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人材不足の状況、外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為に対する再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(2) 特定技能所属機関等は、上記(1)①~③の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じること(運用方針5(2)イ関係)

(3) 「木材産業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと(運用方針5(2)ウ~オ関係)

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関又は登録支援機関に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、木材産業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。